

贈収賄防止規程(概要)

1. シスメックスは、事業の獲得または事業上の便宜の獲得※を目的とするなど、不正の利益を得るために提供する金銭その他の有形・無形の一切の利益を、公務員に対してのみならず、公務員以外に対しても提供することを禁止する。
2. シスメックスは、新規取引を行う際、および合併・買収を行う際は、事前に相手先の身元、素性、事業内容などの通常の調査を実施するのみならず、公務員などとの関係、過去における贈収賄事案への関与の有無などの調査を実施する。
3. シスメックスは、取引先などに対する支払いが、賄賂、またはその疑いがある場合には、その支払いを禁止する。
4. シスメックスは、グループの役職員を対象とする、贈収賄防止に関する教育・研修を定期的に行う体制を整備し、実行する。
5. この規程への違反または違反が疑われる事象については、速やかにコンプライアンス責任者に報告しなければならない。

※ 行政手続きを回避・簡略化する、取引機会を取得・維持する、入札の際の便宜を得る、機密情報を取得することなどを指す。